

「本人を確認できる書類」について

○窓口申請、郵便申請どちらの申請にも本人を確認できる書類の写しが必要です。

○窓口申請では原本の提示、郵便申請では証明書のコピーを添付してください。

区分及び提示点数	証明書の種類
<p>【A類】 官公署の発行した顔写真付きの証明書</p> <p>※【A類】から1点を提示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード ・旅券（パスポート） ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 など
<p>【B類】 官公署の発行した顔写真のない証明書</p> <p>※【B類】から2点を提示 または、【B類】と【C類】から1点ずつ計2点を提示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険などの被保険者証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金、船員保険などの年金証書 ・交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 など
<p>【C類】 官公署以外の機関の発行した、通常本人以外所持しないと考えられるもの</p> <p>※【B類】と【C類】から1点ずつ計2点を提示</p> <p>【C類】2点では身分証明書としてお取り扱いできません</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証、法人が発行した身分証明書 ・診察券 ・預金通帳 ・クレジットカード ・キャッシュカード など

・上記の証明書類が提示できない方は、税務課へお問い合わせください。

・弁護士、司法書士、土地家屋調査士等が職務上請求する場合は、申請書へ職印を押印の上、資格者証（補助者が申請する場合は補助者証）を提示してください。